

第 9 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成 14 年 1 月 23 日（水） 午前 10 時 00 分から午後 0 時 10 分	
場 所	杉並区立産業商工会館 3 階 講堂	
出席者	委 員	藤井会長、前田職務代理、大石委員、花形委員、大橋委員、小澤委員、小池委員、内藤委員、松原委員、小川委員、くれまつ委員、とかしき委員 （12 名）
	区 側	環境清掃部長、清掃管理課長、リサイクル清掃課長、東清掃事務所長、清掃事業所長、リサイクル清掃課作業係長
事 務 局	清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事	
傍聴者数	0 名	
資 料	<p>廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業に関する事後アンケート集計結果</p> <p>平成 12 年度杉並清掃工場運営経費について</p> <p>23 区可燃ごみ全量溶融処理及びカラス被害防止キャンペーンに関する新聞記事</p> <p>杉並区一般廃棄物処理基本計画の枠組みの検討</p> <p>プラスチックのリサイクルのあり方に関する検討</p>	
議 題	<p>（ 1 ）区からの報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">プラスチック分別収集モデル地区調査事業に関する事後アンケート集計結果</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 12 年度杉並清掃工場運営経費について</p> <p>（ 2 ）審議事項</p> <p style="padding-left: 40px;">杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて</p>	
発言要旨	別紙のとおり	

第 9 回杉並区清掃審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
会 長	開会する。 (午前 10 時)
清掃管理課長	本日の資料を説明願う。
リサイクル清掃課長	資料確認
清掃管理課長	プラスチック分別収集モデル地区調査事業に関する事後アンケート集計結果について報告する。アンケートは事業終了後の 11 月に、戸別に回収した。回収率は 35.3%である。今回の結果を踏まえ、PR 方法やコスト、分別品目等を再検討し、来年度も実施する予定である。
会 長	平成 12 年度杉並清掃工場運営経費について報告する。工場の経費は、23 区清掃一部事務組合が支出しているが、一部事務組合に対し、区は、人口比に応じ 24 億 3,800 万の分担金を負担している。清掃費には、人件費が含まれている。ダイオキシン類削減対策工事は 14 年度までの事業である。
委 員	民間企業では一般的とされる減価償却法を取っていないことに留意する必要がある。
委 員	18 年度以降、工場を区単独で運営するのか、一部事務組合で行なうのかをコスト面から判断する一材料になる。
清 掃 管 理 課 長	分担金が人口比によるものだとすれば、ごみの減量に関わりなく負担し続けなければならず、検討の余地があるのではないか。
清 掃 管 理 課 長	1 月 16 日付け「23 区可燃ごみ全量溶融処理」に関する新聞記事から、今後八工場で整備される焼却灰の溶融処理体制について報告する。次いで 1 月 17 日付け「23 区カラス被害防止キャンペーン」に関する新聞記事について報告する。詳細については判明次第、区から報告する。
会 長	審議に入る。資料「杉並区一般廃棄物処理基本計画の枠組みの検討」について説明願う。
清 掃 管 理 課 長	資料説明
会 長	ご意見願う。
委 員	5 ページ“清掃事業の完全区移管”とはどのような意味か。予算を含め、中間処理施設及び収集運搬等全てが 18 年度に区の管轄に入ると理解してよいか。

環境清掃部長	12年度移管前の都区間合意により、基本的には区に移管することが前提であるが、地域処理などの課題を含めて18年度までに結論を出すこととなる。地域処理の可能性については、今後23区のなかで、一部事務組合、清掃協議会とともに検討していくこととなる。杉並中継所についてはすでに移管を受け、周辺区も搬入している。
会長	18年度が重要な意味を持つと認識している。諮問事項である一般廃棄物処理基本計画の見直しとの関係では、移管する18年度までをどうするのかも主要なテーマである。
委員	1ページ「有害化学物質」の具体的中身と処理方法についてうかがいたい。
会長	現在、国も一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しを検討している。区の産業廃棄物量はそれほど多くないが、区分見直し後の区独自の政策を考えるにあたって、有害化学物質の概念を区がどのように考えているのかが関わってくる。
清掃管理課長	東京都の廃棄物処理計画ではPCB等が挙げられている。
委員	実態として、医療系廃棄物について、例えばインシュリン注射器は家庭系廃棄物にも産業廃棄物にもなりうる。産業廃棄物に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定されているもの以外にも様々なものがある。
リサイクル清掃課長	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第31条に定める排出禁止物の区別に従い、区では指導している。現実に排出された医療系廃棄物をどうするかについて、事業者の責任により回収する方向で都と解決策を模索している段階である。排出されてしまう現実を変えていくことも重要であると認識している。
会長	次いで資料「プラスチックのリサイクルのあり方に関する検討」について説明願う。
事務局	資料説明 市町村からのプラスチック製容器包装の月別引き取り実績量は、平成13年度は前年度比較で2～3倍である。ある自治体の分別事例の分析によると、分別指導の仕方によってはきれいなプラスチックを収集できること、協力度は高い反面、プラスチックの減量効果に乏しいこと、これまでの焼却埋立コストよりも費用負担が増えてしまったこと等が指摘されている。
清掃管理課長	昨年実施したプラスチック分別収集モデル地区調査事業の対象地域で、同時期に収集した不燃ごみの組成調査結果について現在分析中である。分別収集の組成調査との比較と

<p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p> <p>リサイクル清掃課長</p> <p>環 境 清 掃 部 長</p> <p>委 員</p> <p>環 境 清 掃 部 長</p> <p>会 長</p>	<p>あわせて後日報告いたしたい。</p> <p>区の調査事業は短期間のものであるが、長期的にみてもプラスチックは処理費用がかかる反面、減量効果が少ない。集団回収は一時期ほどの活気はないが、コストと効果の面で最も効率的であり、リサイクルへの協力面での多様性を確保する観点から、重要なポイントになる。</p> <p>リサイクルに対する関心と、実際の PET ボトルの回収率の双方を高める方法として、デポジット制度を広く紹介していくことも検討されてよい。</p> <p>区民はこれまでの資源回収の経験から、リサイクル意識が高い。PET ボトルの回収についても、地域で担当者制を導入すれば、多くの区民から協力を得ることができる。</p> <p>プラスチック分別収集モデル地区調査事業に関する事後アンケート集計結果について世代ごとの協力度の違い等を読み取れるか。</p> <p>事後アンケートの結果からは、世代ごとの協力度等を読み取ることは難しい。ただ、「今回正しく分別できたか」との問いに対する肯定的な回答が、30 歳未満の場合は全体よりも低い。</p> <p>区の一世帯あたりの構成人数は2を割っているが、対象地域に若年層が少なかったこと、アンケートへの協力率が若年層は高くないことも少なからず影響している。</p> <p>単身者世帯が多いという地域特性、焼却施設の存在、モデル実施の実績等を含め、行政は何を理由としてプラスチックを分別しなければならないと考えるのか。</p> <p>最終処分場の問題が最大の理由である。三多摩と異なり、処分場の管轄が東京都であることから、区民が身近な問題として捉えにくい面もある。コストを含め、情報公開をすすめていく必要があると認識している。</p> <p>世界的にも、プラスチック処理にかかるコストはごみの中でも最も高いと考えられている。環境面からプラスチックのリサイクルを考えれば、ヨーロッパのように高いコストを掛けてでも全てリサイクルするべきである。一方、合理性の面から考えれば、市場性のある PS、PP、PET のみを回収し、その他のプラスチックはサーマルリサイクルする方法が最も効率的である。プラスチックの利便性を認めたとうえで、社会的合意を得ながら進めるのが望ましい。</p>
--	---

委 員	容器包装リサイクル法にのった場合の中間処理施設をイメージして、今回のモデル事業における収集量やコスト、区民意識を参考に、今後取りうるいくつかの選択肢を積極的に行政から提示願う。環境に対する意識が高い区民性を行政も認識し、今後の方向性を探る必要がある。
清掃管理課長	プラスチックのサーマルリサイクルとして、杉並清掃工場で焼却時に発生する熱エネルギーをより多くの電力に変えて回収することも検討課題である。
委 員	現在の杉並清掃工場の設備を前提にサーマルリサイクルを考えた場合、ボイラーの能力等から、受け入れられるプラスチックは1日 70～80 t が限度である。焼却により回収できる電力量にも制限がある。
会 長	最終答申に向けた今後の審議会のスケジュールについて、次回事務局から提示願う。 次回は2月28日を予定している。 会議を閉じる。

(午後0時10分)